

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月  
逗 子 市

### 1 現 状

#### ( 1 ) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

平成 19 年 4 月 1 日現在

職 種	逗 子 市		
	人 数	平均年齢	平均給与
全 体	114 人	47.0 歳	375,972 円
清 掃 職 員	62 人	44.5 歳	374,648 円
学 校 給 食 員	20 人	50.6 歳	354,986 円
用 務 員	18 人	48.0 歳	401,440 円
運 転 手	4 人	49.8 歳	434,619 円
そ の 他	10 人	52.3 歳	356,857 円

その他には、介護福祉員、保育園給食調理員、土木作業員が含まれます。

平均給与とは、給料のほか、諸手当（通勤・時間外勤務・特殊勤務等の実費弁償又は実績支給のものを除く）合計をいいます。

#### ( 2 ) 参考データ（民間の状況）

平成 19 年 4 月 1 日現在

職 種	平均年齢	平均給与
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
調理士	38.9 歳	278,500 円
用務員	53.9 歳	227,200 円
自家用乗用自動車運転者	55.6 歳	267,300 円

本市職員とは、業務内容、年齢構成が異なっているととも、経験年数についても不明であるため、必ずしも比較対象として一致するものではありません。

(3) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

平成19年4月1日現在

	清掃職員		学校給食員		用務員		運転手		その他	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
20歳未満										
20～23歳										
24～27歳										
28～31歳	290,925	7			212,848	*				
32～35歳	301,382	11							331,698	*
36～39歳	347,302	9	230,386	*					362,652	*
40～43歳	349,823	4	331,469	*	297,319	*	362,731	*	314,302	*
44～47歳	379,520	5	309,986	5	384,278	5			327,234	*
48～51歳	440,629	8	339,706	*	386,429	*			332,483	*
52～55歳	459,123	5	387,167	5	447,401	4	507,840	*	374,370	*
56～59歳	481,625	10	425,506	4	446,380	5	505,176	*	491,745	*
60歳以上	272,320	*								
全体	374,648	62	354,986	20	401,440	18	434,619	4	356,857	10

(単位:円・人)

人数が3人以下の場合は、個人情報保護の観点から「\*」としています。

(4) その他給与に関する事項

給料表

一般行政職給料表(2)を適用しています。

手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、時間外勤務手当及び期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

【技能労務職員が支給対象となっている特殊勤務手当】

手当名(条例)	支給対象者	支給額
自動車運転手当	常時自動車の運転に従事する職員	2,000円～3,000円/月
作業監督員等手当	清掃作業等の指揮、監督に従事する職員 (監督員・作業監督員・学校給食主任調理員)	4,000円/月
清掃作業手当	常時じんかい、し尿等の清掃作業に直接従事する職員	500円～1,200円/日
夜間特殊業務手当	環境クリーンセンターに勤務する職員が正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる業務に従事したとき	200円～700円/回
特別清掃業務手当	12/29～1/3までの日に清掃作業・清掃管理の業務に従事した職員	3,000円～6,000円/日

昇給基準

毎年7月1日に前1年間の勤務成績に応じ、4号給(58歳以上は昇給停止)を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

---

本取組方針は、逗子市行財政改革基本方針の計画期間である、平成 21 年度までの 2 年間の考え方をまとめたものです。

### (1) これまでの取組内容

技能労務職については、退職者不補充を原則とし、再任用職員を除き新規採用を行っていません。

浄水管理センターの維持管理業務については、平成 13 年度に部分委託、その後全面委託に移行し、技能労務職員は現在配置していません。

また、給与面についても、特殊勤務手当の見直しについて、検討を行っています。

### (2) 今後の見直しに向けた基本的な考え方

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき市民ニーズの範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら定員管理に取り組んでいきます。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、市民との協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組んでいきます。

また、給与面については、その業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度の運用及び給与水準の更なる適正化を推進します。

## 3 具体的な取組内容

---

### (1) 給料表に関する事項

国及び他の地方公共団体における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、より適正な給与表となるように検討していきます。

### (2) 手当に関する事項

現在 5 種類ある特殊勤務手当について、現状の支給実績や他の手当又は給与で措置されている内容と重複しているものなどについて精査し、廃止又は支給金額の見直しなどを行います。

また、時間外勤務手当については、業務の効率化を進め、縮減を図っていきます。

### (3) 昇給のあり方に関する事項

本市では、平成 18 年 10 月からの給与構造改革に伴い、給与の適正化を進めております。

昇給については、現在行っている勤務評定制度を改め、査定昇給や勤勉手当に反映できる、納得性・透明性の高い新たな人事評価制度の構築について平成 20 年度から検討を進め、早急に導入を図ってまいります。

## 4 その他

---

### (1) 民間委託の推進及び事務・事業の見直し

全庁的に技能労務職の現場を精査し、退職者の推移を勘案しながら、委託可能な職場について、積極的に委託を推進していきます。

環境クリーンセンターについては、既存の焼却炉が平成 24 年度まで稼働する予定であるため、新焼却炉の整備計画を見据えた上で、職員の適正配置、運転業務の委託化等を含め検討を進めていきます。

また、浄化センター業務についても、委託についての検討を進めます。

学校給食については、職員の適正配置を考慮した上で、非常勤職員の活用等を検討していきます。

自動車運転業務については、議会事務局での業務を除き、平成 19 年度中に廃止しました。

### (2) 職員数の削減見込み

退職者不補充を原則として、新規採用を行わない場合、今後 2 年間で 11 人が定年退職を迎え、平成 22 年度には 92 人になる見込みです。

ただし、環境クリーンセンターの焼却炉運転業務については、変則的なローテーション勤務のため、フルタイムの再任用職員の活用も含めた対応を検討していきます。

年度	定年退職者	内 訳
19	7 人	清掃 4 人、給食 2 人、その他 1 人
20	5 人	清掃 1 人、給食 1 人、用務 3 人
21	6 人	清掃 4 人、給食 1 人、用務 1 人

再任用職員を除く